

## 中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12層1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

## 中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号楼6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

## 中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

## 台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

## シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

## 米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 外国会社北京駐在員事務所の駐在期限延長手続きと費用

## 概要

本見積書は、北京において設立され、且つその事業範囲(経営範囲)に特別な免許又は許可(事前承認又は事後承認)が必要となる業務が含まれない外国会社の駐在員事務所(代表処・外国企業常駐代表機構)のみに適用されます。

当事務所は、外国会社の北京駐在員事務所の駐在期限延長申請手続きを行う費用が 12,000 人民元です。当事務所のサービス費用は第 1.1 節のサービスを含んでいますが、政府規定費用、郵送料及び書類の翻訳費用を含んでいません。費用詳細は第 1 節及び添付表 1 をご覧ください。

外国会社の北京駐在員事務所の駐在期限延長申請手続きを行う際に、クライアント様は外国会社の認証済の設立証明書類、設立証書(日本の登記簿謄本に相当)及び印鑑等を提供する必要があります。具体的には第 3 節をご覧ください。

一般的に、外国会社北京駐在員事務所の駐在期限延長申請の全ての登記手続きを完了する時間は、約 3~4 週間です。前述の所要時間は、変更登記に必要な書類を受け取った日から計算されます。具体的には第 4 節をご覧ください。

外国会社の北京駐在員事務所の経營業務に免許・許可の別途申請が必要な場合、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、変更所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

## 1. 駐在期限延長サービス費用

### 1.1 サービス範囲と費用

当事務所は外国会社の北京駐在員事務所の駐在期限延長申請手続きを行う費用が 12,000 人民元です。具体的には以下の通りです。

- (1) 延期登記書類一式の作成
- (2) 登記証の変更申請
- (3) 税務登記の変更
- (4) 銀行基本口座登記情報の変更

外国会社北京駐在員事務所が従事する業務は関係部門による別途の事前承認又は事後承認が必要な場合には、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

### 1.2 行政費用

上記のサービス費用は関係政府部門の行政費用を含んでいません。政府行政費用は約 1,500 人民元です。

### 1.3 翻訳費用

第 1.1 節のサービス費用は書類の翻訳サービスを含んでいません。クライアント様が提供した書類を中国語に翻訳する必要がある場合、又は参考とした申請書類の英語版・日本語版を提供する必要がある場合には、当事務所は翻訳サービスを提供できますが、翻訳費用が別途請求となります。

### 1.4 認証費用

第 1.1 節のサービス費用は北京駐在員事務所の投資者である外国会社の設立証明書類の認証費用を含んでいません。啓源は香港、シンガポール、台湾、ケイマン諸島、バミューダ及びその他の国や地域における会社又は個人の身分証明書類の公証・認証サービスを提供できます。費用詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

上記各項費用のまとめは、添付表 1 の「外国会社北京駐在員事務所駐在期限延長費用明細表」をご覧ください。

## 2. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、延期申請サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

中国大陸の増値税又は台湾の営業税の発票(日本の領収書に相当)が必要な場合は、現地税法による税金を別途支払う必要があります。

### 3. 必要書類

外国会社の北京駐在員事務所の駐在期限延長申請手続きに以下の書類が必要です。

- (1) 外国会社の認証済の設立証明書類の原本
- (2) 駐在員事務所の登記証及び代表証の原本
- (3) 銀行口座開設許可証の原本
- (4) 機構信用コード証の原本
- (5) 北京駐在員事務所の公印
- (6) 登記機関が臨時に要求するその他の書類と情報

備考: 銀行における変更登記を行う際に、首席代表の身分証明書類の原本が銀行に照合される必要がありますが、一部の銀行は首席代表が自ら銀行に出向き変更登記を行うことを要求する可能性があります。具体的には口座開設の銀行の規定に準じます。

### 4. 延期登記所要時間

一般的に、外国会社の北京駐在員事務所の駐在期限延長申請登記手続きを完了する時間は約3~4週間です。具体的には以下の表をご覧ください。

手順	項目	時間(営業日)
<b>前期準備</b>		
1	外国会社の設立証明書類の準備及び認証	お客様による
2	北京駐在員事務所の証明書類及び印鑑の準備	お客様による
3	その他の書類、情報の準備	お客様による
<b>登記申請</b>		
4	登記証及び代表証の変更申請	5~7
5	税務登記の変更	3
6	銀行基本口座登記情報の変更	7~10
		<b>約3~4週間</b>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

Skype: kaizencpa

添付表 1 - 外国会社北京駐在員事務所駐在期限延長費用明細表

順番	項目	金額 RMB
1	北京駐在員事務所駐在期限延長サービス費用(備考 1)	12,000
2	政府行政費用とその他の支出(備考 2)	1,500
3	雑費	500
4	投資会社の身分証明書類の認証費用(オプション)	別途相談
5	書類翻訳費用(オプション)	別途相談
<b>合計</b>		<b>14,000</b>

**備考:**

1. 外国会社が従事する業務により北京駐在員事務所の変更登記には許可・免許の別途申請が必要な場合、当事務所は代行できますが、費用が別途相談となります。
2. 当該政府規定費用及びその他の支出は予算金額です。政府規定費用及びその他の支出は発票に基づき実費を請求します。
3. 上記明細表の第 4 項はオプションのサービスです。クライアント様は自らは行えますが、当事務所に代行を依頼できます。
4. 上記明細表の費用は税抜き金額です。中国増値税発票が必要な場合、別途 5%の税金を請求します。

**参考資料:**

1. 「外資系独資会社北京支店設立の手続きと費用」  
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/295.html>
2. 「外国(地域)会社の深セン駐在員事務所設立の手続きと費用」  
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/329.html>